

養老鉄道マイレールチケットについて

養老町高齢者公共交通利用支援事業

高齢者が運転免許証を返納した後などの外出時の移動手段として、養老鉄道の利用を支援するために回数券を交付します。(1人につき1年度内1回)

※令和7年度4月より、1人につき1年度内1回まで申請可能となりました。

○対象者(次の項目全てに該当する人)

- ①町に住民登録をしている人
- ②65歳以上の人(運転経歴証明書の交付日において)
- ③公安委員会が交付する運転経歴証明書の交付を受けている人

※昨年度以前に交付された場合も対象となりますので、必要な人は申請してください。

○支援内容

養老鉄道回数券マイレールチケット21(210円区間)1冊の交付
※回数券は210円券×21枚つづり
(有効期間は交付の日から6カ月後の月末日まで)

○申請に必要なもの

運転経歴証明書(マイナンバーカードと運転経歴証明書を一体化した人は、マイナンバーカード)
※マイナンバーカードの場合には、マイナポータルサイトなどで情報を確認させていただきます。スマートフォンを持参いただき、暗証番号(4桁)と署名用電子証明書暗証番号(6～16桁)を入力できるように準備しておいてください。

養老町子育て世代公共交通利用支援事業

子育て世代を対象として、養老鉄道の利用機会の創出を支援するため、回数券を交付します。(1世帯につき1年度内1回)

○対象者

町に住民登録をしている未就学児とその保護者など

○支援内容

養老鉄道回数券マイレールチケット21(210円区間)の交付

※回数券は210円券×21枚つづり

(有効期間は交付の日から6カ月後の月末日まで)

未就学児が2人までの世帯 1冊

未就学児が2人以上の世帯 2冊

○申請に必要なもの

保護者などの住所が確認できる書類

(運転免許証、健康保険証 など)

未就学児の住所および年齢が確認できる書類

(健康保険証、医療受給者証 など)

詳しくは、建設課までお問い合わせください。

問申 建設課 ☎32-5081

戦没者などのご遺族の皆さまへ 第12回特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時のご遺族で、基準日(令和7年4月1日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族おひとりに支給されます。

支給対象者

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 1から3以外の戦没者などの三親等以内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

請求に必要なもの

1. 請求者の戸籍抄本(令和7年4月1日時点の状況が分かるもの)
2. 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、公的医療保険の被保険者証 など)

※その他、戸籍謄本などが必要な場合があります。

支給内容 額面27.5万円(5年償還の記名国債)

請求期限 令和7年4月1日～令和10年3月31日(請求期間を過ぎると弔慰金を受けとることができなくなりますのでご注意ください)

※すでに請求している場合は県において裁定中です。決定が下り次第、個別に連絡させていただきます。

問申 健康福祉課 ☎32-1105